

保護者様

交野市教育委員会

## 令和7年度特別支援教育就学奨励費申請について（お知らせ）

交野市教育委員会では、特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費などの学校でかかる費用の一部を補助する制度を設けています。

就学援助制度も同時に申請ができますが、いずれも認定になった場合は、就学援助制度が優先されます。令和6年度に受給されている方も申請が必要です。希望される方は忘れずに申請してください。

## 記

## 1. 申請期限等

- ① 申請期限 令和7年5月9日（金）（期限後の提出は、提出日が認定基準日となります。）  
 ② 申請場所 お子様に通学されている学校、又は、交野市教育委員会まなび支援課

## 2. 申請書類

- ① 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書  
 ② 委任状（口座情報） ※口座情報も忘れずにご記入ください。

## 3. 受給資格

支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者で、世帯の令和6年1月～12月分の所得合計額が認定基準額以下の方。同一世帯員数であっても世帯員の年齢等によって認定基準額が変わります。あくまでも以下は目安として参考にしてください。

## 【認定基準額の目安】

世帯員数	所得基準額	世帯員数	所得基準額	世帯員数	所得基準額
2人世帯	約420万円	3人世帯	約555万円	4人世帯	約640万円
5人世帯	約786万円	6人世帯	約901万円	7人世帯	約1,009万円

## 4. 支給内容

下記の③～⑥は実費の半額です（ただし、給食費以外は支給上限額があります）。

【支給上限額】（支給金額に変更が生じた場合はホームページにてお知らせ致します。）

項目	小学校	中学校
①学用品費・通学用品費	5,820円	11,370円
②新入学児童生徒学用品費・通学用品費 （対象者：1年生）	28,530円	31,500円
③学校給食費	実費の半額	
④修学旅行費	（上限）10,790円	（上限）28,860円
⑤校外活動費（泊無）	（上限）800円	（上限）1,155円
⑥校外活動費（泊有）	（上限）1,845円	（上限）3,105円

5. 令和7年度「学用品費・通学用品費」及び「新入学児童生徒学用品費・通学用品」について  
令和5年度までは、学用品費・通学用品費（4. 支給内容①②）の支給にあたって、「実費」が根拠となり、ご家庭で購入された学用品費等の領収書やレシート等をもとに個別明細書の提出をしていただき、支給額の決定を行ってまいりましたが、令和6年度からは定額による支給（3期に分けて支給）としています。そのため、ご家庭で個別明細書の提出は不要となりました。

6. 学用品費等対象・対象外品目（例）

学校生活で用いる物品の家庭での購入費用等が実費の対象となります。

【対象品目・対象外品目の例】

学用品費・通学用品費の支給対象	文房具類、家庭で購入して学校活動で用いるリコーダー、習字道具、体操服、スクール水着、上履き、体育館ズック靴、通学用靴、雨傘など
新入学用品費・通学用品費の支給対象	ランドセル、制服、通学かばん、新入学用の上記用品など
※支給対象外	メガネや補聴器、下着類、リュック、手袋やマフラー、腕時計、卒業アルバム代、学級写真、学校からの指示ではない家庭学習で使用するものなど

7. 収入額・需要額調書（申請書）の記入上の注意事項

現住所は、この調書を提出するときの住所を記入して下さい。なお、12月31日時点の住所と異なる場合は、（ ）内に、その時点の住所を記入してください。

令和7年1月1日現在 交野市にお住まいの世帯

所得の確認は、調書の提出後「委任状」に基づき、教育委員会から市税務室へ行きます。

世帯全員分の所得の申告ができていない場合は、審査ができませんので、収入がない方も含めて、必ず申告を行ってください。

申告については、市税務室・市民税係へお問い合わせをお願いします。（TEL072-892-0121）

令和7年1月1日現在 交野市外にお住まいの世帯

本市では所得の確認ができませんので、令和7年1月1日現在の住所地で「課税証明書」を取得し、提出してください。

なお、令和7年度（令和6年1月～12月分）の「課税証明書」は、各市町村において6月上旬ごろから発行が可能となります。請求方法は各市町村の税務担当にお問い合わせください。

8. 給付の決定と給付の方法

- ① 令和6年1月～12月分の世帯全員の所得額により審査を行います。結果は7月に直接ご自宅に郵送します。
- ② 給付については、8月・12月・翌年4月の各下旬に指定口座に振り込みます。

9. その他

- ① 申請期限以降も随時受付は行いますが、認否の決定は受け付けた日を基準に行います。
- ② 現在「生活保護」を受給されている方は、そちらが優先されるため、「特別支援教育就学奨励費」の申請をすることはできません。